

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」の一部を改正する決定

〔令和 4 年 3 月 3 0 日〕
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」（平成 28 年 3 月 22 日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第 1 公共調達</p> <p>1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 評価対象企業 [略]</p> <p>① [略]</p> <p>② 女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が <u>100 人</u>以下のものに限る。）</p> <p>[(3)・(4) 略]</p> <p>第 2 補助金</p> <p>[略]</p> <p>1. 女性の活躍推進を直接の目的とする補助金 <u>第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）に掲げる「指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期</u></p>	<p>第 1 公共調達</p> <p>1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) 評価対象企業 [同左]</p> <p>① [同左]</p> <p>② 女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が <u>300 人</u>以下のものに限る。）</p> <p>[(3)・(4) 同左]</p> <p>第 2 補助金</p> <p>[同左]</p> <p>1. 女性の活躍推進を直接の目的とする補助金 <u>2020 年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも 3 割程度とするとの政府目標を達成するための手段の一つとして補助金を活用</u></p>

に 30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が 30%を超えて更に上昇し、2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会となることを目指す。」との政府目標を達成するための手段の一つとして補助金を活用する場合の直接的な手法としては、以下のようなものが考えられる。

[略]

第3 その他

1. 各府省による取組状況の公表・検証

毎年度、内閣府において、各府省及び公庫等（女性活躍推進法第 24 条第 1 項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）によるワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施した調達に関する次に掲げる事項のうち、各府省にあつては①から⑤までに掲げる事項を、公庫等にあつては①、④及び⑤に掲げる事項を調査し、その結果を公表するとともに、第 1 に掲げる取組について、事務負担を勘案しつつ、手法等を含めて検討した上で、検証を進める。

①契約の件数及び金額

②加点評価の実施状況

③ワーク・ライフ・バランス等推進企業の入札参加及び受注の状況

④加点評価に関する方針の策定状況

⑤①から④に掲げるもののほか、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組に関する事項

（別紙 1）（参考）調達時におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準例（仮に総配点の 5%、7%、10%及び 12%に設定した場合の例）※ 1

する場合の直接的な手法としては、以下のようなものが考えられる。

[同左]

第3 その他

1. 各府省による取組状況の公表・検証

毎年度、内閣府において、各府省による取組状況を取りまとめ、公表するとともに、第 1 に掲げる取組について、事務負担を勘案しつつ、手法等を含めて検討した上で、検証を進める。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

（別紙 1）（参考）調達時におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準例（仮に総配点の 5%、7%、10%及び 12%に設定した場合の例）※ 1

評価項目例	認定等の区分 ※2		総合評価落札方式等 [単位：%] (総配点に占める割合)			
			評価の相対的な 重要度等に応じて配点			
			配点例① (12%の 場合)	配点例② (10%の 場合)	配点例③ (7%の 場合)	配点例④ (5%の 場合)
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等	プラチナえるぼし ※3	12	10	7	5
		えるぼし3段階目 ※4	10	8	6	4
		えるぼし2段階目 ※4	8	7	5	3
		えるぼし1段階目 ※4	5	4	3	2
		行動計画 ※5	2	2	1	1
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん ※6	12	10	7	5
		くるみん(令和4年4月1日以降の基準) ※7	8	7	5	3
		くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) ※8	7	6	4	3
		トライくるみん ※9	6	5	4	3
		くるみん(平成29年3月31日までの基準) ※10	5	4	3	2
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)		9	8	5	4	

[※1・※2 略]

※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)による改正後の女性活躍推進法

評価項目例	認定等の区分 ※2		総合評価落札方式等 [単位：%] (総配点に占める割合)			
			評価の相対的な 重要度等に応じて配点			
			配点例① (12%の 場合)	配点例② (10%の 場合)	配点例③ (7%の 場合)	配点例④ (5%の 場合)
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等	プラチナえるぼし ※3	12	10	7	5
		えるぼし3段階目 ※4	10	8	6	4
		えるぼし2段階目 ※4	8	7	5	3
		えるぼし1段階目 ※4	5	4	3	2
		行動計画 ※5	2	2	1	1
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん	9	8	5	4
		くるみん(新基準) ※6	7	6	4	3
		くるみん(旧基準) ※7	5	4	3	2
		若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	9	8	5	4

[※1・※2 同左]

※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)による改正後の女性活躍推進法第

第12条の規定に基づく認定

- ※4 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定
なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※5 常時雇用する労働者の数が 100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。
- ※6 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、※10の認定を除く。)
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

(別紙2) 公共調達及び補助金における評価基準例

- (1) [略]
- (2) ワーク・ライフ・バランス関係
 - ワーク・ライフ・バランスについて既に行われている取組を評価
 - ・ 次世代法に基づく「くるみん」認定、「トライくるみん」認定、「プラチナくるみん」認定を取得

12条に基づく認定

- ※4 女性活躍推進法第9条に基づく認定
なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※5 常時雇用する労働者の数が 300人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。
[加える。]
[加える。]
- ※6 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定

[加える。]
- ※7 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定

(別紙2) 公共調達及び補助金における評価基準例

- (1) [同左]
- (2) ワーク・ライフ・バランス関係
 - ワーク・ライフ・バランスについて既に行われている取組を評価
 - ・ 次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定を取得

[略]	[同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この決定は、令和4年4月1日から施行する。